

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、  
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

## 【あはき療養費支給申請書の提出先変更のご案内】

日頃より、適正な支給申請書の提出にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東京都国民健康保険団体連合会では、平成31年1月の受領委任制度導入に伴い、東京都及び保険者からの依頼に基づき、令和2年4月に「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会」を設置することとなりましたので、ご案内申し上げます。

これにより、受領委任取扱規定の第4章25(申請書の送付)に基づき、療養費支給申請書の提出先が、現行の国保保険者分は各区市町村及び各国保組合へ提出していたものから令和2年4月1日提出分より、東京都国民健康保険団体連合会に変更となります。(東京都内保険者分に限る。)

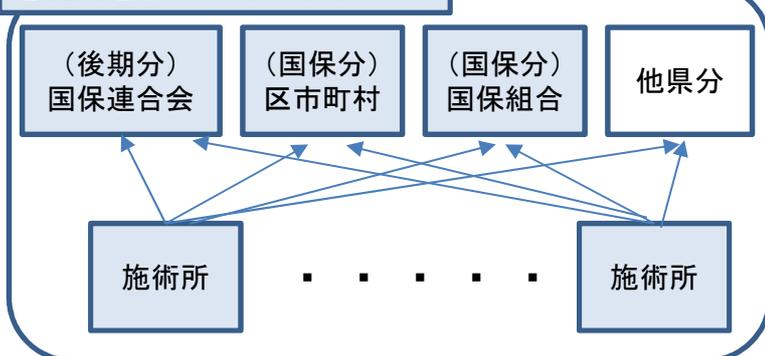
したがって、令和2年3月末までに提出いただくものは、従来通り各区市町村及び各国保組合へ提出となりますが、令和2年4月以降は、国保保険者分も後期高齢者医療広域連合分と同様に、本会に提出いただきますようお願い申し上げます。

### 《申請書の提出先》 令和2年4月1日～

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階  
東京都国民健康保険団体連合会 療養費課 宛

※郵送・持込ともに、毎月10日必着となります。なお、10日を過ぎた場合は、翌月受付扱いとなりますので、ご注意願います。

#### 【現行】令和2年3月末まで



#### 【変更後】令和2年4月1日から

